

○横須賀市景観審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営については、横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員長)

第2条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第4条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 審議会に専門的な事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、委員長が指名する委員をもって充てる。

(部会長)

第6条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、専門部会委員の互選により選出する。

3 部会長は、専門部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第2条第2項及び第3項、第3条並びに第4条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

○横須賀市景観審議会運営要領

(趣旨)

第1条 横須賀市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営については、横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号）及び横須賀市景観審議会規則（平成16年横須賀市規則第51号）並びに横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 委員長は、会議の7日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員に通知するものとする。

(オンライン会議)

第3条 委員は、天災、感染症の流行等やむを得ない理由で会議に出席できないときは、委員長の承認を得て、オンライン会議システム等の情報通信技術を利用して会議に参加することができる。

2 前項の規定により会議に出席した委員は、会議に出席したものとみなす。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長は、議案が法人及び個人の権利関係に重大な影響を与える場合や審議会の秩序の維持のため必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

2 審議会の開催については、あらかじめ市民等へ周知する。

(傍聴人の決定)

第5条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会当日の開会時刻30分前から10分前までに審議会開催会場前に集まるものとする。

2 傍聴人は、10人以内とする。ただし、開会10分前の時点で定員を超えた場合は、直ちに抽選で傍聴人を決定する。

3 傍聴人には、傍聴証（別記様式）を交付する。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴証を常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には、事務局に返還しなければならない。

2 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) コンピュータは使用しないこと。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

- 3 傍聴人が前項各号の遵守事項に違反したときは、委員長はこれを制止し、命令に従わないときは、退場させることができる。

(議事録)

第7条 委員長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催の日時、場所及び議案
- (2) 出席した委員及び関係者の氏名
- (3) 傍聴人の人数
- (4) 議事の要旨
- (5) その他委員長が必要と認めた事項

- 3 議事録には、委員長が指名した議事録の署名委員2人が署名する。

(委員長への委任)

第8条 この要領に定めのない事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

別記様式（第5条第3項関係）

No. _____	横須賀市景観審議会
傍 聴 証 年 月 日限り有効	
(お帰りの際は、事務局へお返し下さい。)	